

ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）及びこれに依拠した職業訓練サービスがドメイン上の職業能力評価の位置づけ

I ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）関連

1 ISO29990 の概要

- 教育・訓練サービス分野の初めての ISO 規格として、ISO/TC232（我が国の国内審議団体：（有限責任中間法人）人材育成と教育サービス協議会）における審議を通じ、2010 年（平成 22 年）に発行。すでに本邦における同規格に基づく認証等の活動も開始。

2 ISO29990 の構成

- ISO29990 は以下の構成となっており、網掛けが、職業能力評価に関わる部分。

・ 序文・前書き

1 適用範囲

2 用語及び定義

3 学習サービス

3. 1 学習ニーズの明確化

3. 2 学習サービスの設計

3. 3 学習サービスの実施

3. 4 学習サービス提供のモニタリング

3. 5 学習サービス事業者によって行われる評価

4 学習サービス事業者のマネジメント

4. 1 一般マネジメント要求事項

4. 2 戦略及びビジネスマネジメント

4. 3 マネジメントレビュー

4. 4 予防処置及び是正処置

4. 5 財務管理及びリスク管理

4. 6 人事管理

4. 7 コミュニケーションマネジメント

4. 8 人的・物的資源の割り当て

4. 9 内部監査

4. 1.0 利害関係者からのフィードバック

3 ISO29990における職業能力評価に関わる具体の要件記述

略

II 職業訓練サービスガイドライン関連

1 職業訓練サービスガイドラインの概要

- ISO29990の成果を踏まえつつ、職業訓練分野に特化し、その普及、効果的な活用促進が図られるよう、職業訓練の質の向上を図るために事業者が取り組むべき事項を集約した指針として、厚生労働省が平成23年度に取りまとめたもの。

2 職業訓練サービスガイドラインの構成

- 第1章 一般
- 第2章 定義
- 第3章 職業訓練サービス
 - 3.1 職業訓練のニーズ等の明確化
 - 3.2 職業訓練サービスの設計
 - 3.3 職業訓練サービスの実施
 - 3.4 職業訓練サービスのモニタリング
 - 3.5 職業訓練サービスの評価
- 第4章 民間教育訓練機関のマネジメント

3 職業訓練サービスガイドラインにおける職業能力評価の位置づけ

3.4 職業訓練サービスのモニタリング

民間教育訓練機関は、事前に定めた方法を用いて、訓練期間中及び訓練修了後に、受講者の職業能力の習得状況や受講状況を確認する。また、受講者等との意見交換等を行う。

(中略)

(習得状況を把握する項目の例)

- ① 指導項目ごとの受講者の反応、理解状況
- ② 必要に応じて実施した小テストの記録
- ③ 演習課題、実習課題の取組み状況
- ④ 受講者のコメント
- ⑤ 受講者との意見交換の要点

(その他、記述多岐にわたるため、詳細省略)

これらを踏まえるなら、以下のようなことが言えるのでは。

- 教育もスコープに含め、かつユニバーサルなISO29990はもとより、職業訓練ガイドラインにしても、あらゆる職業分野、あらゆるレベル・期間の多様な目的・形態の訓練プログラムを対象とすることから、能力評価に係る要求事項等も、必然的に抽象度の高い、

一般的内容とならざるを得ない。

- また、質保証を図る対象はあくまで、教育訓練（職業訓練）プログラムであり、その観点から、教育訓練プログラムの成果としての習得状況を評価するのであって、個々の受講者の職業能力そのもの（全体像）の評価を目的とはしていない。
- 具体には、当該プログラムとその目標（仕上がり像）に即した、指導事項ごとの到達状況（理解できたか、できるようになったか）を点検するという基本思想で、その典型的な手法等を定めているもの。

- このように、職業能力評価は、教育訓練の成果評価としても重要な意味づけを持ち、両者を関連づけ検討する必要があるが、両者の着眼点は当然同じものではなく、教育訓練の成果評価の方が必然的に限定的な内容、手法とならざるを得ないことに留意が必要であるも。

